

無災害記録証授与内規

(1) 無災害記録証授与内規

(沿革) 昭和27年10月18日労働省基発第732号の2
 昭和28年6月15日労働省基発第457号改正
 昭和32年5月23日労働省基発第426号改正
 昭和36年4月25日労働省基発第382号改正
 昭和39年4月16日労働省基発第493号改正
 昭和42年8月10日労働省基発第3号改正
 昭和43年8月12日労働省基発第507号改正
 昭和50年2月17日労働省基発第87号改正
 昭和58年3月25日労働省基発第153号改正
 昭和62年12月26日労働省基発第728号改正
 平成元年11月28日労働省基発第623号改正

第1条 事業場において第3条に定める無災害記録を樹立したときは、この内規により無災害記録証を授与する。

第2条 この内規は、労働安全衛生法施行令第2条第1号若しくは第2号に掲げる業種に属する事業（鉱山保安法の運用を受ける事業を除く）、卸売・小売業（労働安全衛生法施行令第2条第2号に掲げる業種に属する事業を除く）、又は飲食店に適用する。

第3条 無災害記録は、第1種無災害記録から第5種無災害記録までの5段階とする。

2 第1種無災害記録の時間数は、当該記録を起算した年月に応じて、それぞれ別表第1から別表第5までの通りとする。

ただし、労働者数が100人未満の事業場については、昭和58年3月31日以前に記録を起算した者に対し、別表第3に掲げる時間数を適用するものとする。

3 第2種無災害記録の時間数は、第1種無災害記録時間数の5割増、第3種無災害記録の時間数は、第2種無災害記録時間数の5割増、第4種無災害記録の時間数は、第3種無災害記録時間数の5割増、第5種無災害記録の時間数は、第4種無災害記録時間数の5割増とするものとし、これにより計算した無災害記録時間数が100万時間未満のものについては端数を5万時間単位に、また、100万時間を超えるものについては端数を10万時間単位に、それぞれ切り上げるものとする。

ただし、第3種から第5種までの無災害記録時間数を計算する場合の基礎となる1段階下の無災害記録時間数は、切り上げの端数処理を行う前の時間とする。

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、建設店社に対する第1種無災害記録の時間数の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 年間完成工事高250億円以上の建設店社に対しては、別表第2に掲げる時間数を適用すること。

(2) 年間完成工事高250億円未満の建設店社に対しては、別表第2に掲げる時間数の2分の1を適用すること。

2 前項の年間完成工事高は、無災害記録達成日における直近の決算時の年間完成工事高とするものとする。

第5条 無災害記録は、業務上の災害（出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く）が発生した翌日から、次に業務上の災害が発生した日の前日までの期間における実労働時間で表すものとする。

2 前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害者を伴うものとする。

3 無災害記録時間数及び労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、その事業場に属するすべての労働者について行うものとする。

第6条 無災害記録証の授与は、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長が行う。

第7条 厚生労働省労働基準局長は、無災害記録の時間数の算出に誤り等があつて、第4条に定める時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還させるものとする。